

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年12月28日付け厚生労働省保検局医療課長の通知「保医発1228第1号」により、下記検査項目に検査実施料の新設および一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

敬具

記

■ 適用日 2022年(令和4年)1月1日から適用

■ 新規保険収載項目

・肺炎クラミジア核酸検出

■ 収載内容一部変更項目

・肺癌におけるBRAF遺伝子検査

・METex14遺伝子検査

・悪性腫瘍遺伝子検査

(肺癌患者に対するEGFR、ROS1、ALK、BRAF及びMETex14・リアルタイムPCR法により同時実施)

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

● 新規記載項目の詳細

適用日: 令和4年1月1日

検査項目	保険点数	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
肺炎クラミジア核酸 検出	360点	微生物 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量検 査の「10」	ア 肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAMP法により肺炎クラミジア核酸検出検査を実施した場合は、本区分の「10」百日咳菌核酸検出を準用して算定する。 イ 本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体、「10」クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体若しくは「26」クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体又は区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。

● 一部変更項目の詳細

▼下線部が追加されました。

適用日: 令和4年1月1日

検査項目	保険点数	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
肺癌におけるBRAF遺 伝子検査 及び METex14遺伝子検査	2500点	遺伝子 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組 織検査の「1」 の「イ」 処理が容易 なもの 「(1)」医薬品 の適応判定 の補助等に 用いるもの	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。 なお、その他の方法により肺癌におけるEGFR遺伝子検査又は大腸癌におけるRAS遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)
	5000点	遺伝子 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組 織検査の「1」 の「ロ」 処理が複雑 なもの	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。 ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査
悪性腫瘍遺伝子検査 (肺癌患者に対するE GFR、ROS1、ALK、 BRAF及びMETex14・ リアルタイムPCR法に より同時実施)	4000点 + 6000点	遺伝子 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組 織検査の「注 1」の「イ」2項 目及び「ロ」3 項目	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (26) 肺癌患者に対してEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びMETex14遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合は、本区分の「注1」の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合算した点数を準用して算定する